

Supported by  日本 THE NIPPON
財團 FOUNDATION

平成 29 年作成

船舶電気装備技術講座
(GMDSS)
法規編

一般社団法人 日本船舶電装協会

法 規 編
目 次

第1章 GMDSSに関するSOLAS条約	1
1・1 第III章 救命設備（関係条項のみ）	1
1・2 第IV章 無線通信	3
1・3 第V章 航行の安全（関係条項のみ）	18
1・4 第XI-2章 海上の保安を高めるための特別措置（関係条項のみ）	
	21
第1章 練習問題	23
 第2章 船舶安全法関係規則（抜粋）	24
2・1 船舶安全法	26
2・2 船舶安全法施行規則	28
2・3 船舶設備規程	42
2・4 船舶救命設備規則	105
2・5 船舶自動化設備特殊規則	116
2・6 小型船舶安全規則	118
2・7 漁船特殊規程	128
2・8 小型漁船安全規則	128
2・9 船舶安全法による船舶の検査（要約）	131
2・9・1 用語の意義	131
2・9・2 船舶検査の種類	132
2・9・3 航行上の条件等	135
2・9・4 船級協会の検査	136
2・9・5 型式承認と検定	137
2・10 國際航海船舶及び國際港湾施設の保安の確保に関する法規（要約）	
	145
第2章 練習問題	147
練習問題の解答	148
〔付録〕 電波法関係規則（抜粋）	付－1
1 電波法	付－1
2 電波法施行規則と関連の告示	付－6
3 無線局運用規則	付－20
4 無線設備規則と関連の告示	付－21
5 電波法による無線局の検査	付－74